

# 岐阜県公報

第千八百八十一号  
平成十九年九月二十一日

(金曜日)

## 目次

### 規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秘書課) 六七八

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

(法務・情報公開課) 六七八

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(障害福祉課) 六七八

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

(地球環境課) 六七九

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(不法投棄監視課) 六七九

### 告示

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 六七九

### 議会告示

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正

(議会総務課) 六八〇

### 選挙管理委員会告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表

(選挙管理委員会) 六八〇

## 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
指定管理者の指定

(環境生活政策課) 六八三

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(障害福祉課) 六八三

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

(商業流通課) 六八三

岐阜県果樹農業振興計画の概要の公表

(労働雇用課) 六八四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(農産園芸課) 六八六

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 六八七

(同) 六八七

規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十四号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る」の下に、「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記第一号様式4中「逓貯・逓貯・逓貯」を「逓貯・逓貯」に改め、

「・逓貯  
逓貯  
逓貯

金の総額」を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」

を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）」に改め、同様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

「・逓貯  
逓貯

別記第二号様式4中「逓貯・逓貯・逓貯」を「逓貯・逓貯」に改め、

逓貯  
逓貯

逓貯

逓貯」を削り、同様式5を削り、同様式6中「社債券」

を「社債券、逓貯」に、「逓貯」を「逓貯（逓貯）」に改め、同様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別記第一号様式4及び別記第二号様式4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十五号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第三十五号）附則第一項に規定するその他の改正規定の施行期日は、平成十九年九月三十日とする。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十六号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第二十一号）の施行期日は、平成十九年十月三十一日とする。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「日本郵政公社」を削る。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

高山市清見町上小鳥字松ノ木峠九五七の五、九五七の八から九五七の一まで、九五七の一五から九五七の一九まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

土岐市妻木町字東山三〇〇九の七二、三〇〇九の七四、三〇〇九の七五、三〇〇九の七八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県議会議長 中 村 慈

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に、「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記様式第一4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

「・郵便貯金 郵便貯金」(注)

金の総額 円 を記し、回替は5を記し、回替は6中「社債券」

通常郵便貯金を除く。

又「社債券、金銭信託」に「総額を」と「総額（金銭信託については、元本の総額）を」と改め、回替は5を記し、回替は6中「社債券」に「郵便貯金」を加え、

別記様式第一4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、

「郵便貯金 郵便貯金」(注)

金の総額 円

通常郵便貯金を除く。

又「社債券、金銭信託」に「総額を」と「総額（金銭信託については、元本の総額）を」と改め、

併しに改め、同様式中6を5とし、7から10までを一ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行の日から施行する。ただし、別記様式第一4及び別記様式第二4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百一十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書が提出されたので、同法第百九十二条第一項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 廣 藤 久 子

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 40,736,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 隆雄	所属党派	日本共産党	平成19年 5月25日から 第1回分 期間 平成19年 8月7日まで
出納責任者氏名	想厨子 久 芳			

収 入 ..... 支 出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費	通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	今 回 計 前 回 計 総 計
日本共産党岐阜県委員会	政 党	1,751,864円	0	0	0
日本共産党恵那地区委員会	政 党	105,800	127,515	71,796	790,217
千葉 碧	無 職	85,000	71,796	1,750,350	38,347
佐竹 芳美	政 党 職 員	85,000	186,395	85,137	4,232,514
竹中 トキ子	無 職	136,000	37,222	186,395	0
その他の寄附	件	0			2,163,664
その他の収入		0			0
今 回 計		2,163,664			4,232,514
前 回 計		0			0
総 計		2,163,664			4,232,514

報告書受理年月日 平成19年8月13日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 40,736,300円
- 報告書の要旨

候補者氏名	平田 健二	所属党派	民主 党	平成19年 6月11日から 平成19年 8月10日まで
出納責任者氏名	三 輪 清			

収入 ..... 支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費	通 信 費 交 通 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 泊 費 雑 費	今 回 計 前 回 計 総 計
民主党岐阜県総支部連合会	政 党	1,500,000円	2,228,508	21,320	9,856,549
民主党	政 党	5,000,000	1,342,148	423,846	0
民主党岐阜県参議院選挙区第1総支部	政 党	1,000,000	1,795,500	1,396,726	9,856,549
その他の寄附	件	10,000			8,010,000
その他の収入		500,000			0
今 回 計		8,010,000			9,856,549
前 回 計		0			0
総 計		8,010,000			9,856,549

報告書受理年月日 平成19年8月13日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 40,736,300円
- 報告書の要旨

候補者氏名	平田 健二	所属党派	民主 党	平成19年 8月11日から 平成19年 8月24日まで
出納責任者氏名	三 輪 清			

収入 ..... 支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	50,400円
		0円	家 屋 費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	189,750
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	件	0	今 回 計	240,150
その他の収入		0	今 回 計	9,856,549
今 回 計		8,010,000	今 回 計	10,096,699
前 計		8,010,000	前 計	
総 計		8,010,000	総 計	

報告書受理年月日 平成19年8月31日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 40,736,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井 孝男	所属党派	無 所 属	平成19年 6月11日から 平成19年 8月10日まで
出納責任者氏名	木 村 俊 哉			

収入 ..... 支出

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	3,015,000円
			家 屋 費	8,245,346
			選挙事務所費	8,006,305
			集合会場費	239,041
			通信費	1,242,010
			交通費	1,249,765
			印刷費	2,870,175
			広告費	1,259,160
			文具費	467,779
			食糧費	717,027
			宿泊費	718,000
			雑費	949,073
その他の寄附	件	0	今 回 計	20,733,335
その他の収入		0	今 回 計	21,000,000
今 回 計		21,000,000	今 回 計	21,000,000
前 計		0	前 計	20,733,335
総 計		21,000,000	総 計	

報告書受理年月日 平成19年8月13日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院岐阜県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 40,736,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井 孝男	所属党派	無 所 属	平成19年 8月11日から 平成19年 8月21日まで
出納責任者氏名	木 村 俊 哉			

収入 ..... 支出

仕たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0円
人件費	家賃	選挙事務所費	0
集合会場費	通信費	印刷費	0
交通費	広告費	文具費	0
印紙費	雑費	雑費	0
その他の寄附	件		0
その他の収入	計		0
今回	計		0
前回	計		21,000,000
総計	計		21,000,000

報告書受理年月日 平成19年8月21日 第2回報告分

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。  
 平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年九月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人糸貫川をきれいにする会
- 三 代表者の氏名 山田 幹夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市三橋二丁目一〇三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民に対して、糸貫川流域のまちの環境保全を考慮する場を提供すると共に市民の地域レベルの活動をサポートする事業を行い、地球の環境、まちづくりに寄与することを目的とします。

指定管理者の指定

岐阜県聴覚障害者情報センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第二十一号）附則第二項の規定により公示する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南五丁目一四番地の二 社団法人岐阜県聴覚障害者協会
- 二 指定の期間 平成十九年十月三十一日から 同 二十四年三月三十一日まで

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。  
 なお、その届出書等は平成十九年九月二十一日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。  
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成十九年九月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂書店

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店新関店

関市小瀬字東長池二六六〇 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十年四月十八日

五 店舗面積

一、六二四平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一一台

七 荷さばき施設の面積

一四平方メートル

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

第四十期岐阜県労働委員会委員の任期が平成十九年十二月二十三日をもって満了するので、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十一期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 推薦団体

1 使用者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

2 労働者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成十九年九月二十一日（金）から  
同 年十月二十九日（月）まで

四 推薦手続

1 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県産業労働部労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第一の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

2 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県産業労働部労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第二の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

(三) 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岐阜県労働委員会の証明書



岐阜県果樹農業振興計画の概要の公表

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第二条の三の規定により、平成二十七年を目標とする岐阜県果樹農業振興計画を定めたので、第二条の三の五の規定によりその概要を公表する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 果樹農業の振興方針

果樹農業の発展を図るために、産地自らが将来の展望を描き、担い手の育成・確保生産対策（低コスト栽培・品質向上）、戦略的な流通・販売等の取組を展開する果樹産地の構造改革を推進していく。

また、トレーサビリティシステムの構築、環境負荷の軽減に配慮したぎふグリーン農業の推進等、生産者の顔が見える安全・安心な果実を供給できる産地体制の強化と安定した果樹経営の確立を目指し、競争力の高い果樹産地として発展するよう努める。

二 果樹産地の構造改革

目指すべき産地の姿を明確にし、競争力のある産地を構築するため、産地自らが産地の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けて、「果樹産地構造改革計画について」（農林水産省生産局長通知（平成十七年三月二十五日））に基づく果樹産地構造改革計画を策定し、「担い手の育成・確保」、「生産対策（低コスト栽培・品質向上等）」、「流通販売対策（多元流通・流通コスト低減等）」等各項を定め具体的な取組を推進する。

三 果樹の品目別の振興方針（抜粋）

品目	振興の方針
共通	担い手の育成確保 園地の集団化促進 大苗定植による新改植園の早期成園化 計画的な改植等による品種構成の適正化と優良品種の導入 観光産業と結びつけた販路拡大・観光農園振興 隣接する水田・畑・住宅等への農薬飛散防止対策の実施

鳥獣害対策の推進

かき 農地の流動化により園地の集団化を促進するとともに、集出荷施設の統合

再編による産地基盤の強化

柿振興会を中心とした作業受託組織の育成及びシルバー人材センターの活用抑制栽培（袋かけ）の導入による高付加価値化

間伐、摘果摘果、かん水等の基本技術の励行による高品質大玉生産

ボックス栽培や平棚栽培等の技術導入による省力化、高品質化

性フェロモン剤の活用による安全性の高いかき生産

柿を利用した特色ある産地づくりと特産品づくり

甘柿の加工品の開発

市場出荷、直売、宅配、インターネット販売、輸出等多元流通の推進

剪定士制度を利用した放任園の解消

新規参入者の積極的な受入体制の整備

超低樹高栽培による多収・高品質生産

市場向け、加工業者向け等多様な販路の活用

なし 性フェロモン剤の活用による安全性の高いなし生産の推進

省力化技術（誘引結束機等）の導入による生産性の向上

経営の安定化を図るための早期出荷（盆前出荷）

直売、宅配、インターネット販売等を活用した多元流通

飛騨地域を中心とした洋なしの産地化

性フェロモン剤の活用による安全性の高いもも生産の推進

りんご栽培との複合化による経営の安定化

胴枯れ様障害回避のための樹勢維持対策と花もも台木生産・供給体制の確立

市場出荷、直売、宅配、インターネット販売、輸出等多元流通の推進

四 その他の計画事項

1 果樹栽培面積その他の生産目標

2 その区域の自然的経済的条件に於ける近代的な果樹園経営の指標

3 土地改良とその他生産基盤整備に関する事項

4 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

これらの他、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、キウイフルーツ、いちじく、ぎんなん、ゆず及びブルーベリーを主要品目としてそれぞれ振興方針を策定する。

- 5 果実の加工合理化に関する事項
- 6 広域濃密生産団地形成に関する方針
- 7 その他必要な事項

五 その他  
 岐阜県果樹農業振興計画の全文は、インターネットの岐阜県ホームページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11423/engetoukokku/index.htm>) に掲載します。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
土岐市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県土岐市泉町の一部（土岐市北部第2 1）
- 三 調査を行った期間  
平成十四年度から平成十七年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍図  
岐阜県土岐市（泉町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成十九年九月二十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
白川町
- 二 調査を行った地域  
岐阜県加茂郡白川町大字坂ノ東の一部（坂ノ東 3）
- 三 調査を行った期間  
平成十四年度から平成十八年度
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県加茂郡白川町（大字坂ノ東の一部）の地籍図  
岐阜県加茂郡白川町（大字坂ノ東の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日  
平成十九年九月二十一日

一 調査を行った者の名称  
白川町

二 調査を行った地域  
岐阜県加茂郡白川町大字坂ノ東の一部（坂ノ東 3）

三 調査を行った期間  
平成十四年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県加茂郡白川町（大字坂ノ東の一部）の地籍図  
岐阜県加茂郡白川町（大字坂ノ東の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成十九年九月二十一日

岐阜都市計画の図書の縦覧

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画第一種市街地再開発事業  
問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画地区計画 大脇・中島地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

平成十九年九月二十一日印刷  
平成十九年九月二十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)